

●香川県告示第506号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3712000193	あじの里児童デイサービス「げんきくん」 (変更前) 高松市庵治町5732番地 (変更後) 高松市庵治町156番地36	社会福祉法人洋々会 高松市庵治町4151番地7	平成20年11月1日	児童デイサービス
3712000193	谷の家 (変更前) 高松市庵治町5732番地 (変更後) 高松市庵治町4151番地7	社会福祉法人洋々会 高松市庵治町4151番地7	平成20年11月1日	短期入所